

# 議 事 録

## 第 25 回 定 例 総 会

令和元年8月9日

## 太田市農業委員会第25回定例総会議事録

開会日時 令和元年8月9日(金) 午後 2時  
閉会日時 令和元年8月9日(金) 午後 3時40分  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正  
5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治  
(21人) 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶  
13 山田 清作 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫  
17 清水 由紀江 18 武内 満 19 藤本 富久 20 茂木 利子  
21 片亀 昌子

欠席委員 22 中村 薫  
(1人)

出席職員 富宇加局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理  
(7人) 青木主任 野村主事

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)  
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出  
について

## 太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第25回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員21名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、7番 吉田清和 委員 と 9番 小林良孝 委員の2人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 1点訂正をお願いいたします。まず、議案書16ページをお開きください。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての17番が8月8日付にて取り下げになりました。これに伴いまして、議案書12ページ、右上の提出件数につきましては54件ではなくて53件に

なります。よろしくお願いいたします。

## 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は2件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 沖之郷町の土地 585 m<sup>2</sup>について、契約内容を売買から贈与に変更するため、許可を取り消すものです。

2番 新田上江田町の土地 1,470 の内 980 m<sup>2</sup>について、太陽光発電所の開発事業から撤退するため、許可を取り消すものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、取消理由としては売買から贈与ということです。現地を確認したところ、農地のため特に問題なく、取消相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号2番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果を現地確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。  
提出件数は19件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数19件について、朗読し詳細に説明する。  
1番 由良町の土地 畑 557 m<sup>2</sup> 外1筆 計 887 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。  
2番から13番については、元ゆりの里敷地内の農地の一部を一括して佐野市在住の方が買い受ける申請ですので、一括して提案させていただきます。  
ゆりの里敷地内農地については、既に何度かご審議いただきましたが、相続等の手続が完了していない農地が残っており、本件は残りのうちの一部の申請です。譲渡人が12名、吉沢町の土地 畑 860 m<sup>2</sup> 外31筆 計 14,877 m<sup>2</sup>、農地を取得し、芝、野菜、果樹の栽培を行い、隣接のゴルフ場に販売したい。

14番、15番については譲渡人が同一であり、関連がありますので、一括して提案させていただきます。北金井町の土地 田 1,144 m<sup>2</sup> 外 3筆 計5,715 m<sup>2</sup>、農地を取得し、米作、麦作を行い、隣接のゴルフ場に販売したい。

16番 新田下田中町の土地 畑 778 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,665 m<sup>2</sup>、農地を借り受け、経営規模を拡大したい。

17番 新田下田中町の土地 畑 579 m<sup>2</sup>、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

18番 藪塚町の土地 畑 1,184 m<sup>2</sup> 外12筆 計15,442 m<sup>2</sup>、区分地上権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置したい。

19番 大原町の土地 畑 3,248 m<sup>2</sup>、賃借している農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

1番から17番及び19番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、18番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長 事務局からの提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、1番につきましては、12番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いします。

(12番委員 退出)

10番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は、意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は、規模拡大を図り、ブロッコリー及び白菜、キャベツ等の収穫を予定しております。現地を確認したところ、譲受人の自宅のすぐ東側であり、周辺農地への支障もなく、問題はないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。

|        |        |   |
|--------|--------|---|
|        |        | ご意見、ご質問等ございますか。   |
| 委<br>議 | 員<br>長 | なし。   |
|        |        | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)   |
| 議      | 長      | 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたしま<br>す。<br>12番委員は入室してください。<br>(12番委員 入室)  |
| 議      | 長      | 続いて、番号2番から13番について、第2地区協議会の調査した意見<br>結果を報告願います。  |
| 1番委員   |        | それでは、議案第2号、2から13番までご説明いたします。<br>こちらは先ほど説明がありましたように、ゆりの里関連で、いまだ相<br>続できなかった土地の申請で、加えてその周辺の新規申請も入ってい<br>ます。譲受人は、これまでと同一の●●●氏ですので、まとめてご報<br>告いたします。<br>こちらは芝、野菜、バナナ、黒豆等を栽培する予定で、ゴルフ場等に<br>販売するという事です。申請地を許可基準チェックリストに照らし<br>調査したところ、ゆりの里部分及び周辺地域申請ともに荒れ地になっ<br>ており、一刻も早く農地としての整備をしていただき、特にイノシシ<br>の出没被害を減ずる方向へ向けてほしいと思います。地元の要望に応<br>えられるものと考えられます。また、既に民家近くの畑地でも全面に<br>わたりイノシシの掘った穴が散見されており、周辺農地の保護のため<br>にも、地区協議会において許可相当と判断しましたが、引き続き、審<br>議のほどお願いいたします。<br>なお、業務に当たっては、常時2名の社員、アルバイト5名、合計7<br>名で作業を行うようです。また、申請地の一部から既に草刈り等も始<br>まっております。以上です。 |
| 議      | 長      | ただいま、第2地区協議会より番号2番から13番について報告があり<br>ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。  |
| 委<br>議 | 員<br>長 | なし。<br>ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号2番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  |

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番から13番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号14番と15番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 14番、15番について、同じ譲受人で申請地も同じ地区のため、一括して報告します。  
14番、15番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は建設業の採石工場を経営する傍ら、このたびゴルフ場を委嘱し経営することになりました。そして、自ら大きな耕作地を持つ農業も営んでいます。申請地の譲渡人は、両者とも会社員で農業に従事できないため、譲受人に譲渡するものです。そして、譲受人は、ゴルフ場に隣接する申請地、現在は耕作地であります水田を取得し、米作、麦作を行い、ゴルフ場、レストラン及びゴルフ客に販売する計画であります。周辺農地への支障もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
14番、15番について再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号14番と15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号14番と15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号14番と15番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号16番と17番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号16番、17番について、譲受人が同一でありますので、一括報告します。  
許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は所有する

農地全てを耕作し、必要な農機具等も所有しており、現地確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号16番と17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号16番と17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号16番と17番を許可とすることに決定いたします。

議長 番号18番の区分地上権の設定については、権利者が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可とするものとされております。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することとなっておりますので、説明を省略し、第5条許可の際にあわせて審議するものといたします。

議長 続いて、番号19番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号19番について、第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地確認等の調査を行いました。

譲受人は、ハウレンソウの栽培を中心とした農業経営をしており、貸借している農地を譲り受け、経営規模拡大を図るものです。周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号19番について報告がありました。

|     |  |
|-----|--|
| 委員  | ご意見、ご質問等ございますか。  |
| 議長  | なし。  |
| 議長  | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。<br>番号19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。<br>(挙手 全員)                 |
| 議長  | 全員賛成でありますので、番号19番を許可とすることに決定いたします。   |
| 議長  | 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。<br>提出件数は6件です。<br>事務局より、提案をお願いいたします。 |
| 事務局 | 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。   |

1番 藤阿久町の土地 1,256 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,736 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

2番 新野町の土地 231 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家用作業所・農家用物置用地として転用するものです。

3番 新田花香塚町の土地 337 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、通路及び一般住宅用地として転用するものです。

4番 新田下田中町の土地 151 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として転用するものです。

5番 藪塚町の土地 478 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、農家住宅用地とし

て転用するものです。

6番 大原町の土地 1,326 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,681 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。  
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番委員 番号1番について、地区協議会で検討した結果を報告させていただきます。

番号1番について、申請人は農業及び生花業として順調に推移しております。本件の申請は、取得した農地の農地改良の申請であります。申請農地の南側は、申請人の長女が取得し、歯科医院を開業するため、建設が今進められております。近々のうちに埋め立てを行う予定となっております。このため、本件の申請地が低地になってしまうため、埋め立てをして土壌の改良を進めたい考えであり、土壌の改良が、埋め立てができれば、オリーブ等々の幼木も既に仮植されて準備されておりますので、本格的に生花の農業が始まると思います。現地を確認したところ、東側、北側ともに市道であり、周辺農地への支障もなく、問題ないものと思え、許可相当と意見決定をいたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

- 議長 続いて、番号2番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18番委員 番号2番について調査したところ、許可を得ずに4年ほど前からプレハブの農業用作業所23.4㎡と物置10.8㎡を設置していました。この土地は第二種の畑地で、北側と南側ともに畑地、道路を挟んで西側は太陽光発電です。本人も始末書を提出し、反省しています。周囲の農業に影響がないということで、第3地区協議会として許可相当と意見決定いたしました。  
再度の審議、よろしく願います。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号3番と4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号3番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、昭和12年より父が住宅用地として利用し、その後、申請人が相続し、自己の住宅用地として利用していました。今般、測量したところ、農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、東西は宅地、北は宅地、南は宅地、一部農地で、周辺の農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。  
4番について、チェックリストに基づき調査結果は、申請人は亡き父が農地法の許可を受けず、平成11年ごろ農業用物置及び農作業場を建築していることが判明したので、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、南は宅地、一部農地、北は倉庫、東は農地、西は申請人の宅地で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号3番と4番について報告がありました  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定  
いたします。

議長 続いて、番号5番と6番について、第6地区協議会の調査した意見結  
果を報告願います。

5番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、  
現地確認等の調査を行いました。申請人は、農家住宅用地として昭和  
23年に建築、使用しており、このほど農地法の許可を受けていないこ  
とが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。周囲は北が  
建物、西は自宅、東は住宅、南は道路となっています。周辺農地への  
支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号6番について、申請人は調査をしたところ、許可を  
得ずに昭和44年に作業所、昭和50年に牛舎として建築、使用してい  
たことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を  
確認したところ、周囲は東が住宅、北は道路並びに自宅、西、南は道  
路となっています。周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相  
当と意見決定いたしました。

以上、番号5番、6番について、再度ご審議のほど、よろしく願い  
いたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号5番と6番について報告がありま  
したが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定い

たします。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新野町の土地 315 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として計画変更するものです。

2番 山之神町の土地 330 m<sup>2</sup>について、露天資材置場用地として計画変更するものです。

3番 大原町の土地 291 m<sup>2</sup>について、一般住宅用地として計画変更するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 1番について、住宅建築のため許可を受けましたが、婚姻関係を解消することとなり、計画が実行できなくなったため、この土地を承継したいとのことです。承継者は、現在、龍舞町のアパートに住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。  
承認相当と意見決定いたしました。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたしま

す。

議長 続きまして、番号2番と3番について第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 2番と3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。  
2番は、一般住宅用地として許可を受けましたが、住宅建築の計画がなくなったため、承継するものです。承継者は、建設業を営んでおり、資材置場として使用するものです。  
3番は、議案第5号54番と関連しますが、当時計画していた一般住宅及び作業所は必要なくなったため、計画変更するものです。  
2番と3番はともに現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。  
2番、3番、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号2番と3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番と3番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を承認とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は53件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数53件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 270㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 297 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 63 m<sup>2</sup> 外1筆 計362 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林南町の土地 46 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 高林北町の土地 274 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 高林北町の土地 282 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 高林北町の土地 264 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 高林北町の土地 356 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 沖野町の土地 695 m<sup>2</sup> 外17筆 計7,549.68 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

10番 西野谷町の土地 1,017 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電システム設置用地として転用するものです。

11番 下田島町の土地 498 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,513 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

12番 由良町の土地 752 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電システム設置用地として転用するものです。

13番 由良町の土地 396 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 脇屋町の土地 396 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 矢場新町の土地 17 m<sup>2</sup> 外1筆 計437 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 台之郷町の土地 1,747 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

18番 安良岡町の土地 308 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

19番 龍舞町の土地 52 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

20番 龍舞町の土地 494 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 龍舞町の土地 129 m<sup>2</sup> 外1筆 計336 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 沖之郷町の土地 585 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

23番 原宿町の土地 915 m<sup>2</sup> 外5筆 計3,609 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

24番 東今泉町の土地 3.65 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、公衆用道路用地として転用するものです。

25番 吉沢町の土地 1,033 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

26番 吉沢町の土地 991 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

27番 吉沢町の土地 376 m<sup>2</sup> 外1筆 計944 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

28番 吉沢町の土地 79 m<sup>2</sup> 外1筆 計607 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

29番 吉沢町の土地 599 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

30番 吉沢町の土地 1,464 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

31番 新野町の土地 391 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32番 成塚町の土地 222 m<sup>2</sup> 外1筆 計722 m<sup>2</sup>、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武桐生線治良門橋駅から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。

太陽光発電事業用地として転用するものです。

33番 強戸町の土地 278 m<sup>2</sup> 外3筆 計693 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

34 番 菅塩町の土地 483 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

35 番 粕川町の土地 60 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 290 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

36 番 粕川町の土地 233 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

37 番 新田中江田町の土地 267 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 496 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

38 番 新田中江田町の土地 250 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

39 番 新田小金井町の土地 75 m<sup>2</sup> 外 3 筆 計 946 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、建売分譲住宅用地として転用するものです。なお、この転用目的である建売分譲住宅用地ですが、本来こちらは調整区域であるため、原則として建売分譲住宅や共同住宅といった一般住宅以外の建築は開発が制限されている区域となっておりますが、今回の申請地につきましては、昭和 46 年の市街化と市街化調整区域の線引き以前から宅地として利用がされている、いわゆる既存宅と呼ばれる土地に認定されているため、転用目的である建売分譲住宅としての転用が認められていることを建築指導課のほうにも確認がとれておりますので、今回の議案として上げさせていただきました。

引き続き、説明を続けたいと思います。

40 番 新田多村新田町の土地 487 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

41 番 新田上江田町の土地 1,470 の内 980 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電用地として転用するものです。

42 番 新田花香塚町の土地 346 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

43 番 新田上田中町の土地 359 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

44 番 新田金井町の土地 488 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

45 番 藪塚町の土地 315 m<sup>2</sup> 外 3 筆 計 1,213 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

46 番 藪塚町の土地 2,667 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、仮設園庭及び露天駐車場用地として一時転用するものです。

47 番 藪塚町の土地 1,322 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、建売分譲住宅用

地として転用するものです。

48番 藪塚町の土地 1,184 の内 2.89 m<sup>2</sup> 外7筆 計 15,087 の内 44.44 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

49番 藪塚町の土地 40 m<sup>2</sup> 外3筆 計 556 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として転用するものです。

50番 大原町の土地 3,227 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道または都道府県道の沿道の区域内に設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

倉庫事務所用地として転用するものです。

51番 大原町の土地 288 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

52番 大原町の土地 1,662 m<sup>2</sup>、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天資材置場用地として転用するものです。

53番 大原町の土地 68 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、露天資材置場用地として転用するものです。

54番 大原町の土地 291 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田藪塚インターチェンジから 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から14番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報



設並びに市道、北側は譲受人の造成中の残土置場、南側市道となっており、したがって周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続いて番号10番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。譲受人は、売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を借り受け、発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、周囲の南、北並びに東側は畑、西側は市道となっておりますが、高さを抑えた日照を考慮した施設にするため、農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号11番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。譲受人は売電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、発電施設を設置するものです。現地確認をしたところ、周囲の北側は石田川、西側は県道、東側は太陽光発電施設申請地、南側は耕作放棄地となっており、したがって周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

## 12番委員

番号12番、本件の譲受人は発電事業者で、業務拡張に伴い本件申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したい考えであります。現地を確認したところ、西側は道路及び水路、南、東、北側は畑となっており、周囲についてはフェンスを設けるという予定となっております。周辺農地への支障もないと思い、許可相当と意見決定をいたしました。

続いて13番です。譲受人は、現在、新田市野井のアパートに住んでおり、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭になってしまったため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したい考えであります。現地を確認したところ、南側は住宅、西側は宅地、北側は畑であり、名目的畑なのですが、現在は相当雑木、雑草が生えております。東側は住宅の新築中であります。これもまた周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定をいたしました。

それから14番です。14番の譲受人は現在借家に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭となったため、本件の申請地を取得して自己の住宅を建設する予定であります。現地を確認したところ、既に申請地の周囲には住宅が建ち始めておりますが、東側は市道に接しており、南側は通路、西、北側は畑となっております。これもまた周辺農地への支障もなきものと思い、許可相当と意見を決定いたしました。

1番から14番の再度のご審議のほど、よろしく願います。

## 議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から14番について報告があり

- ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号1番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 委員 議長 全員賛成でありますので、番号1番から14番を許可とすることに決定いたします。
- 委員 議長 続いて、番号15番から30番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 15番ですが、申請人は東今泉の社宅に生活しており、このたび申請地を取得し、自己住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周りが住宅で特に問題ありませんので、許可相当と意見決定しました。よろしく願います。
- 16番ですが、譲受人は足利市で太陽光発電事業を営んでおり、申請地は会社に近いことから土地を選定しました。現地を確認したところ、西側は道路、東は台之郷幼稚園、南側は道路を挟んで台之郷平地林、公園、東側は一部農地ですが、農地への支障がないので、許可相当と意見決定しました。以上、よろしく願います。
- 18番について報告します。申請人は、太田市内で建設業を営んでおり、申請地を取得し、資材置場として利用する計画をいたしております。現地調査をしたところ、南側は宅地、西側は宅地、北側は申請者の宅地、東側は宅地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と決議いたしました。
- 再度のご審議をお願いいたします。以上です。
- 9番委員 番号19番から22番について報告させていただきます。
- 番号19番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は自宅の敷地内の駐車場が手狭になったため、申請地を取得し、駐車場として利用したいということです。現地を確認したところ、東は道路、西、南、北は宅地で、周辺農地への支障はなく、許可相当と意見決定をいたしました。
- 続きまして、20番です。譲受人は実家に住んでおり、現在の住居が手狭になったため、申請地を母親から借り受け、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、西、南は道路、北は母親の宅地、東は母親の畑です。周辺農地への支障はなく、許可相当と意

見決定いたしました。

続きまして、21番、譲受人は実家に住んでおり、子どもの成長に伴い、住居が手狭になったため、子どもの学区内である申請地を取得し、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、西は道路、南は宅地、東と北は畑で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

22番について、譲受人は建築業を営んでおり、資材等の保管場所が必要であり、申請地を取得し、露天資材置場として利用したいということです。現地を確認したところ、東は道路、北と南は宅地、西は足利千代田線の道路で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

19番から22番まで再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 1番委員

続いて23番ですが、こちらは太陽光発電設備用地としての申請です。許可基準チェックリストに基づき現地調査をしましたところ、東は雑木林、西は畑及び道路、南は畑、北は太陽光設備及び畑であり、周辺農地への支障はないため、当地区協議会で許可相当と意見決定いたしました。なお、保守管理については、譲受人の法人が自社で行うということです。引き続き、審議のほど、お願いいたします。

続いて、24番です。こちらは東今泉町の曹源寺、通称さざえ堂への南側参道の曲がり角の土地で、参拝客等の観光バスが曲がりにくく、隅切り部分として安全に往来できる目的で申請するものです。現地調査の結果、東は畑、西は道路を挟んで宅地、南は道路、北は畑ということで、周辺農地への影響もないため、当地区協議会で許可相当と意見決定しましたが、再度審議のほどお願いいたします。

続いて25番です。25番も太陽光発電設備用地としての申請です。許可基準チェックリストに基づき現地調査の結果、東は住宅、西は道路と住宅、南は畑、北は住宅と畑となっており、その周辺には多くの既存太陽光設備が設置されている地域です。周辺農地への影響はなく、許可相当と地区協議会で意見決定しましたが、再度審議のほどお願いをいたします。なお、周辺の既存太陽光設備にフェンスがないものや、それに近いパイプだけの囲い等の仕切りが散見できるのですが、安全上それでもよいのか、検討をお願いしたいと思います。なお、保守管理は譲受人である東京日本橋の●●●●●●●●が自社管理を行う予定です。

続いて、26番から30番までは同一地区で太陽光発電設備用地の申請で、管理者が同一人ことからまとめてご説明をいたします。申請地

を許可基準チェックリストに照らし調査したところ、申請地の周辺は全て非耕作地であり、このまま放置すれば数年で山林化するような、また夏場は立ち入り不可能といった印象の土地であり、こうした場所についてはイノシシの繁殖地にもなりかねない場所と判断できます。よって、太陽光発電はこの土地を生かすことにつながり、周辺農地への影響は少なく、許可相当と当地区協議会で結論づけましたが、引き続き審議のほど、お願いをいたします。

なお、26 から 30 番までは、●●●●●●●●●●、市内の業者ですが、ここが全て一括して保守管理を行うということです。

ご審議のほど、よろしくをお願いをいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号15番、16番、18番から30番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なお、今、説明の中で25番直接ではないけれども、フェンスのことについて事務局の説明を求められておりますので、お願いいたします。

事 務 局 議案第5号の25番に関連しての説明が求められていますので、事務局のほうで説明させていただきます。

この間、吉沢町の土地について太陽光発電の許可がおりている場所で、周辺でフェンスが簡易なもの、また設置されていない場所が見受けられるということでありました。1年前からも、そういった話もありましたので、設置者のほうに確認をしているところではありますが、現在、規模の縮小やフェンスの設置についても今進めているところであるということですので伺っております。完了報告等も特に出てきておりませんので、最終的な設置というのはまだ今後引き続き行われるということですので事務局では把握していますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 今回の件は、そういうことで事務局のほうでよく調べてくれるということになりました。

それでは、失礼しました、質問を承ります。

15番委員 勉強のために聞きたいのですが、番号24番、隅切用地で賃貸借となっているのですが、公用地として使うのに対して、家の入り口などの場合は、4mになったときに寄附してしまって公用にしてあるのですが、そういう説明というのは別になくても構わないのですか。

事 務 局 こちらの公衆用道路、隅切用地としての転用の関係ですが、通常であ

れば、先ほど委員のおっしゃったとおり、市に寄附をして、市のほうで公衆用道路として整備するというのが基本になってくるかと思うのですが、その関係で道路整備課に確認をしたところ、今後、本人からの申し出があれば、寄附を受け付けていく方向ではあるとのこと。本件の借受人さんは、早急に隅切用地として利用することを希望しており、今後、寄付について市と協議をしていきたいという話でありました。よろしくお願ひいたします。

15番委員  
議長  
委員  
議長

わかりました。

ほかにご質問はございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号15番、16番、18番から30番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号15番、16番、18番から30番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号31番から34番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

18番委員

31番について、この土地は第二種の391㎡の畑地です。東側は住宅、西側は畑地、北側は住宅、西側は資材置場となっています。申請人は、現在、鳥山上町のアパートに住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのこと。第3地区として許可相当といたしました。再度の許可をよろしくお願ひいたします。

3番委員

続いて32番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請者は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電の適地を探していたところ、自社の太陽光発電所が周辺にある申請地を提供していただけるということで太陽光発電施設を設置するものです。周囲は、東側は道路と畑、北側は畑、西側は水路で、南側は東と西の接点であります。現地確認の結果、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続いて33番について、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地は近くに高い建物が少なく、日照を十分に得ることができ、市道に接し、付近に既存の電柱もあり、太陽光発電に適しているため申請しました。周囲は、南北側は市道、東側は宅地、西は南北道路の交点にな

ります。現地確認した結果、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続いて34番について、申請人は現在借家に家族3人で生活しており、以前からマイホーム建築の夢を話していましたが、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。周囲は、南側は宅地、北側は耕作地、東側は畑、西側は水路で、現地確認した結果、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。31番から34番まで再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号31番から34番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号31番から34番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号31番から34番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号35番と36番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

14番委員 番号35番について、許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。現地を確認した結果、申請地は譲受人の住宅の並びの南側の土地になっており、申請地を売買にて取得し、物置を建築するものです。申請地の北側は譲受人の住宅、西側は未耕作の畑、南側は住宅、東側は道路を挟んで住宅及び未耕作の畑になっております。周辺農地への支障の問題もなく、協議会で許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、36番について基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。譲受人は現在アパートに住んでおり、手狭なため、申請地を売買にて取得し、住宅を建築するものです。現地を確認した結果、申請地は分譲中の土地になっており、道路側の住宅部分に申請地部分を一体利用して住宅を建築するものです。申請地の北側は住宅、西側は道路を挟んで住宅、南側は住宅及び畑、東側は残り分譲中の未耕作の畑になっております。周辺農地への支障、問題もなく、地区協議会で許可相当と意見決定しました。

番号 35 番、36 番について再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。  
以上です。

議 長 ただいま、第 4 地区協議会より番号 35 番と 36 番について報告があり  
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 35 番と 36 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 35 番と 36 番を許可とすることに決定  
いたします。

議 長 続いて、番号 37 番から 44 番について、第 5 地区協議会の調査した意  
見結果を報告願います。

7 番 委 員 番号 37 番、38 番を続けて報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受  
人は現在妻の実家に住んでおり、申請地を両親から借り受け、自己の  
住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は南は  
住宅になっており、北は畑、東と西は道路と畑になっております。周  
辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

番号 38 番について、譲受人は現在借家に住んでおり、妻の地元であり、  
交通の便も良い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのこと  
です。現地を確認したところ、周囲は北は現在住宅建設中で、南は畑、  
東は道路、西は畑になっております。周辺農地への支障もないので、  
許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

1 9 番 委 員 番号 39 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき  
調査した結果を報告いたします。

譲受人は不動産業を営んでおり、既存宅地であり、住宅に適した申請  
地を取得し、建売分譲住宅として利用するものです。現地を確認した  
ところ、南側は道路、西側は農地と宅地、東北側は農地です。周囲の  
農地への支障はないものと思われ、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

2 0 番 委 員 続いて、番号 40 番についてご報告いたします。

許可基準チェックリストに基づき現地調査を行い、第 5 地区協議会で

審議した結果を報告いたします。譲受人は現在借家に住んでいます。申請地を祖父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と東は祖父の農地、南は農地防災の水路を挟んで道路と住宅、西側は道路となっており、周辺農地への影響もないことから、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

2 番 委 員

続きまして、41 番から 43 番まで報告いたします。

41 番については、議案第 1 号 2 番で取消許可の出た農地であり、昨年、平成 30 年 11 月に太陽光発電用地として許可を 1 度受けた土地で、前任者が太陽光発電事業から撤退したため、新たな事業者が申請するものです。現地を確認したところ、南は宅地、北は農地、東は宅地及び一部農地、西は道路で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続いて 42 番について調査した結果は、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を父から借り受け、一般住宅を建築するものです。周囲は宅地で周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

続いて 43 番について調査した結果は、現在、両親と同居しておりますが、自己の住宅を持つことは念願でした。資金的に都合がついたため、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東、北は道路、西は宅地、南は農地で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、お願いします。

1 5 番 委 員

番号 44 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は父母と同居している。現在の居宅では手狭になったことから、申請地を取得し、住宅を建てるものです。現地を確認したところ、道路東は住宅が並び、南は電話交換センター、北は道路を挟んで住宅、しかし、道路が狭いので拡幅する。4 m になるように引き込み、西は畑で、何かあったときは早急に対処するという文言も入っており、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま、第 5 地区協議会より番号 37 番から 44 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 37 番から 44 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 37 番から 44 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 45 番から 54 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号 48 番につきましては議案第 2 号、番号 18 番の農地法第 3 条の区分地上権についてあわせて報告を願います。

6 番 委員 番号 45 番から 54 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地確認等の調査を行いました。

45 番について、譲受人は建設・不動産業を営んでおり、学校、病院から近い住宅環境の良い申請地を取得して、建売分譲住宅として使用したいものです。現地を確認したところ、北と西が道路、東は畑、南は住宅地となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定をいたしました。

続きまして 46 番、譲受人は太田市藪塚町で保育園を経営しており、このほど現在の園舎が耐震基準を満たしていないため、建て替えをすることとなりました。そこで、申請地を借り受け、仮設園舎、仮設園庭及び駐車場として一時転用したいということです。現地を確認したところ、北は畑、西は申請人の保育園、南は保育園の駐車場、東は道路となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定をしました。

続きまして 47 番、譲受人は藪塚地内で建築・不動産業を営んでおり、交通の便が良く、住宅環境の良い申請地を取得し、建売分譲住宅として使用するものです。現地を確認したところ、北と西は道路、東は住宅、南は譲渡人の住宅となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定をしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

5 番 委員 番号 48 番について、譲受人は福岡県に本店を置き、売電事業兼食品卸販売業を営んでおります。このたび、期間が終了する営農型太陽光発電設備の事業を引き継ぎ、営農を続けながら耕作地を利用することで、営農基盤の強化に努め、営農者とともに農地の活用に努めたいとのことです。下部の農地では、ミョウガが作付されており、定植 3 年を経て安定した収穫を見込める状況であり、今後とも適切な作業を行い、一層経営に励みたいとのことです。現地を確認したところ、周囲は全

て道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

また、議案第2号18番の区分地上権設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請もあわせて許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号49番について、譲受人は現在居住している住宅が地盤沈下により傾いてしまっているため、母より申請地を借り受け、住宅を建築するとともに、進入路として使用している箇所について、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、西が自宅、北、南、東が畑となっており、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号50番について、譲受人は機械工具卸販売業を営んでおり、藪塚インターに近く、交通の便も良い、計画規模に見合う申請地を取得し、倉庫事務所として使用したいとのことです。現地を確認したところ、南、西が道路、東が住宅、北は農地でハウスがありますが、隣地承諾書が添付されており、周辺農地への支障はなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

17番委員

51番について報告します。

譲受人は貸家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。東は譲渡人の家、北は宅地、西側は道路、南は譲渡人と一体利用の宅地です。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。

5番委員

続きまして、番号52、53番については、譲受人、譲渡人が同一の一体利用のため、一括して報告いたします。

譲受人は、申請地南側に本社を置き、運送業を営んでおり、申請地を取得、一部を借り受け、不足している露天資材置場として利用したいということです。現地を確認したところ、周囲は西が畑、南は道路を挟んで譲受人の本社、北、東は道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。

17番委員

54番について報告いたします。

議案第4号3番と関連しますが、譲受人は貸家に住んでおり、小学校に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西は宅地、北と東は農地、南は道路です。周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

45番から54番、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号45番から54番及び議案第2号、

- 番号 18 番の農地法第 3 条の区分地上権について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 20 番委員 48 番のことについてお伺いします。福岡県が本社ということですが、藪塚で営農するというので、こちらに営農基盤というのは置かれているのですか。
- 事務局 営農に関しましては、土地の所有者が営農するという形になっております。今回、譲受人となる業者につきましては、福岡県に所在する法人であります。管理等につきましては、今までこの 3 年間設置をしてきた事業者がメンテナンス等、こちらの事業者が行うという形での報告をいただいております。よろしくお願いたします。
- 20 番委員 わかりました。
- 議長 ほかにご質問はございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号 45 番から 54 番及び議案第 2 号番号 18 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 45 番から 54 番及び議案第 2 号番号 18 番を許可とすることに決定いたします。
- なお、3,000 m<sup>2</sup>を超える許可処分につきましては、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。
- また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議長 以上で、審議は終了いたしました。
- 続いて、報告第 1 号から 4 号まで一括して事務局より報告を求めます。
- 事務局 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、8 件提出されております。内訳につきましては、田 2 筆 1,090.00 m<sup>2</sup>、畑 10 筆 2,919.02 m<sup>2</sup>、計 12 筆 4,109.02 m<sup>2</sup>となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。
- 続きまして、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について 15 件提出されております。内訳については 30 ページをごらんください。田 13 筆 6,751.00 m<sup>2</sup>、畑 14 筆 4,374.60 m<sup>2</sup>、

計27筆11,125.60㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第16項の規定による通知書について、提出件数は14件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は19件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議  
委  
員  
長

長  
員  
長

ただいまの専決処分等についてご質問等ございますか。

なし。

ご質問等もないようですので、以上で第25回定例総会を終了します。長時間にわたり、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年8月9日（金） 午後3時40分